

裁判長



和解調書

事件の表示

平成三年（ネ）第八八四号、平成七年（ネ）第一九七三号、平成七年（ネ）第一九七四号

期日

平成一〇年七月二十九日午後三時〇〇分

場所

大阪高等裁判所第六民事部法廷

裁判長裁判官

笠井達也

裁判官

孕石孟則

裁判官

大塚正之

裁判所書記官

丸橋俊幸

出頭した当事者等

別紙のとおり

手続の要領

裁判長

別紙「和解勧告」と題する書面のとおりと和解勧告

当事者間に次のとおり和解成立

一 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおりと

二 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、原判決（大阪地方裁判所昭和五三年ワ第二三一七号  
大阪西淀川有害物質排出規制等請求事件、同庁昭和五九年ワ第四七八八号、同  
六〇年ワ第三五二八号及び平成四年ワ第三五八〇号大阪西淀川有害物質排出規  
制等請求事件の各判決）記載のとおりであるからこれらを引用する。

三 和解条項

別紙のとおり

裁判所書記官 丸 橋 俊 幸

別紙 出頭した当事者等

第一審原告

小角 嘉子	山口 ヤスノ	山木 トモエ
吉野 八重子	岡前 千代子	今井 房子
城野 百合子	大西 政一	塚口 アキエ
大島 俊子	井上 和清	中野 貢
永野 千代子	中元 義裕	
第一審原告代理人		
井関 和彦	真鍋 正一	井奥 圭介
津留崎 直美	松井 清志	赤津 加奈美
関根 幹雄	峯田 勝次	小田 周治
早川 光俊	上山 勤	須田 滋
山川 元庸	谷 智恵子	岸本 達司
大櫛 和雄	秀平 吉朗	阪田 健夫
梅田 章二	福本 富男	藤本 義仁

村松 昭夫  
岩田 研二郎  
花田 啓一  
長野 真一郎  
櫛田 寛一  
中島 晃

第一審被告国・阪神高速道路公団代理人

畑 守人  
永谷 典雄  
井上 陽

岩倉 広修  
河合 裕行  
塚原 聡

大橋 克己  
前田 正明  
杉田 隆夫

第一審被告国代理人

平野 裕  
榎本 幸児  
甲川 壽浩

九鬼 正至  
細川 佳秀  
多田 敦司

森本 弘二  
幡鎌 俊昭

第一審被告阪神高速道路公団代理人

中川 克己  
杉本 訓祥

以上

平成三年(ホ)第八八四号事件

平成七年(ホ)第一九七三号、同第一九七四号事件

### 和解勧告

本件訴訟は、大阪市西淀川区における公害健康被害補償法に基づく認定患者らが、関西電力などの企業一〇社とともに、国道二号、同四三号を設置管理している国と、大阪府道高速大阪池田線、同大阪西宮線を設置管理している阪神高速道路公団に対し、大気汚染物質の排出差止めと損害賠償を求めた事案であり、提訴は、昭和五三年四月、同五年七月、同六〇年五月、平成四年四月の合計四次に及んだ(以下、昭和五三年四月提訴事件を「第一次訴訟」、同五九年七月、同六〇年五月、平成四年四月提訴事件を「第二次ないし第四次訴訟」という。)。いずれも、すでに企業一〇社との間では平成七年三月二日に和解により解決している。また、第一次訴訟に関しては平成三年三月二九日に、第二次ないし第四次訴訟に関しては平成七年七月五日に、それぞれ第一審判決が言い渡されている。

西淀川区では、昭和三〇年代から同四〇年代にかけて全国的に見ても高濃度の大気汚染が現出したこと、昭和四九年に施行された公害健康被害補償法による認定患者が多発

したこと、現在も第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らを含む多くの認定患者が疾病のために苦しんでいること、そして、現在も道路沿道を含めて環境基準を上回る二酸化窒素などの汚染が続いていることが認められる。

こうした大気汚染は、工場などからの排煙だけでなく、自動車排ガスによってもたらされているとされている。

また、第一次訴訟の提訴以来すでに二〇年、第二次ないし第四次訴訟の提訴以来一〇余年という長期間が経過し、第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らの中には高齢者も多く多数の患者が死亡している一方、近年、大気汚染に対する認識も高まり、第一次訴訟被控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟控訴人ら（以下、「国・阪神高速道路公団」という。）も、その解決に向けた努力を行いつつある。さらに、第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らはすでに本件地域の再生の取り組みに踏み出しているという事情もある。

以上の事情一切を総合すれば、当裁判所は、現段階で争いを止め、和解によって本件訴訟を終結させるとともに、当事者双方が将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指すし互いに努力することが最も妥当な解決であると考え、以下のとおり和解を勧告する。

(四) 必要な調査を実施の上、関係機関と協力して、沿道法を活用した街づくりの支援につとめること。

(五) その他の総合的な環境対策については、関係機関との連絡調整会議等の場で、関係機関と連携して、誠実に取り組んでいくこと。

## 2 新しい施策への取り組み

(一) 本件対象道路において、光触媒をモデル的にガードレール、遮音壁等に塗布し、窒素酸化物等の大気汚染物質の分解及び景観整備に関する効果等を把握すること。

(二) 関係機関と協力し、浮遊粒子状物質を含む本件対象道路沿道においての大気汚染等の状況把握につとめること。

(微細粒子状物質(いわゆるPM<sub>2.5</sub>)については、適切な測定方法を検討し、測定データの解析手法等を見極めたうえで、本件対象道路沿道において、その状況把握に着手することとする。)

## 3 前各号に掲げるもののほか、今後とも積極的に必要な環境対策の推進につとめる

こととする。

二 第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、別紙のとおり、「西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会」を設置することに合意する。

三 第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らは、その余の請求を放棄する。

四 第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、本件訴訟に係る請求に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

五 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

(別紙)

## 西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会設置要綱

### 一. 連絡会の設置

西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

### 二. 連絡会の目的

連絡会は、西淀川1次及び2～4次訴訟の原告団と関係行政機関との間で意見交換を行うことにより、当該訴訟対象道路(以下、「対象道路」という。)における環境施策の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

### 三. 連絡会の構成

連絡会は、次の関係委員をもって構成する。

建設省近畿地方建設局

阪神高速道路公団

原告団

### 四. 会議

連絡会は、原告団に係る以下の事項について意見交換を行う。

- ①対象道路の環境等に関すること。
- ②対象道路の道路構造対策に関すること。
- ③その他必要な事項に関すること(但し、連絡会を構成する道路管理者の所掌事項に限る)。

### 五. 座長

連絡会の座長は、建設省近畿地方建設局代表委員とする。

### 六. 運営

連絡会は、年1回開催する。

臨時の連絡会は、関係委員の意見にも配慮し、必要に応じて座長が招集する。

### 七. 事務局

連絡会の事務局は、建設省近畿地方建設局に置くものとする。

右は正本である。

平成一〇年九月一六日

大阪高等裁判所第六民事部

裁判所書記官

丸橋俊幸



最高裁印 一二号